平成２３年（フ）第９３号
千葉県旭市ニの6316―１　ＶＩＰ97―Ｆ、住民票上の住所千葉県旭市新町486番地27
債務者　川上　浩司
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１号
千葉県山武郡大網白里町柳橋845番地19
債務者　平岡佳成子
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２号
千葉県東金市御門508番地30
債務者　多木　久夫
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３号
千葉県東金市御門508番地30
債務者　多木　米子
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９８号
相模原市南区御園４丁目14番18号　オーシャンハイム103
債務者　小柳　洋子
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２１４号
相模原市緑区二本松４丁目24番29号
債務者　山本　有氏
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２７号
相模原市中央区すすきの町39番14号
債務者　辻　　順子
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２８号
相模原市中央区由野台１丁目１番11号　相模原レジデンス301
債務者　岩見　　稔
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２３０号
相模原市南区栄町６番12―２号
債務者　佐々木千絵（旧姓沼波）
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２３１号
相模原市中央区並木３丁目１番19―201号
債務者　清水　宣行
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２３４号
相模原市中央区光が丘１丁目17番５号　レルネ光が丘202号
債務者　原　　大光
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２４１号
相模原市南区相南２丁目15番17号　レオパレス相南201
債務者　藤田　裕香（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３２号
新潟県三条市栗林547番地１
債務者　金子　　茂
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３５号
新潟県加茂市中村５番９号
債務者　永井　洋子
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３８号
新潟県三条市塚野目６丁目16番７号　塚野目ハイツ２号棟ロ号室
債務者　杉井　　肇
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３９号
新潟県三条市塚野目６丁目16番７号　塚野目ハイツ２号棟ロ号室
債務者　後藤喜恵子
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４０号
新潟県燕市東太田3583番地
債務者　武田　静香
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１８号
北海道北広島市大曲中央２丁目３番地１　フロンティアプラザ大曲311号、申立時の住所北海道岩見沢市８条西20丁目１番地１　８条西グランドハイツⅡ112号
債務者　山本しずか
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部